



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年4月22日火曜日 第1450号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

新たに生じた土地の確認（吉海町）.....	507
字の区域の変更（"）.....	507
新たに生じた土地の確認（吉海町）.....	507
字の区域の変更（"）.....	507
土地改良区役員の就退任の届出.....	507
土地改良事業の計画の変更の認可.....	507
新たな土地改良事業の施行の認可（4件）.....	508
町営土地改良事業の施行の同意.....	508
市営土地改良事業の施行の同意.....	508
土地改良事業の工事完了の届出.....	508
土地収用法に基づく事業の認定.....	508
基本測量の実施の通知（2件）.....	509
道路の区域変更（県道湯谷口川内線）.....	509
道路の供用開始（"）.....	509
開発行為に関する工事の完了.....	510

## 告 示

### ○愛媛県告示第974号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、吉海町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、吉海町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
吉海町大字本庄591の1から591の3まで、593及び618から621までの地先	2,395.53

### ○愛媛県告示第975号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、吉海町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
大字本庄	吉海町大字本庄591の1から591の3まで、593及び618から621までの地先公有水面埋立地	2,395.53

### ○愛媛県告示第976号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、吉海町長から公有水面の埋立てにより新たに生じ

た次の土地は、吉海町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
吉海町大字臥間1及び1の4並びに大字棕名1068の地先	1,825.52

### ○愛媛県告示第977号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、吉海町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
大字臥間	吉海町大字臥間1及び1の4並びに大字棕名1068の地先公有水面埋立地	1,825.52

### ○愛媛県告示第978号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

#### 就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 泉 勝 明	大洲市八多喜町甲199番地3

#### 退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	二 宮 政 勝	大洲市若宮362番地4

### ○愛媛県告示第979号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、伊予三島市豊岡町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大町中地区）の計画の変更を平成15年4月11日認可した。

平成15年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第 980 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、東予市三芳土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・六反地上地区）の施行を平成15年 4月11日認可した。

平成15年 4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第 981 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、吉井土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・石田地区）の施行を平成15年 4月11日認可した。

平成15年 4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第 982 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・田野上方地区）の施行を平成15年 4月11日認可した。

平成15年 4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第 983 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・光下田地区）の施行を平成15年 4月11日認可した。

平成15年 4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第 984 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、波方町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・御城谷地区）の施行に平成15年 4月11日同意した。

平成15年 4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第 985 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・尾股地区）の施行に平成15年 4月11日同意した。

平成15年 4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## ○愛媛県告示第 986 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、八幡浜市南部土地改良区から次のとおり土地

改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成15年 4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	八幡浜南部地区	平成15年 2月28日

## ○愛媛県告示第 987 号

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成15年 4月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 起業者の名称  
砥部町
- 2 事業の種類  
原町地区公民館（仮称）新築工事
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
愛媛県伊予郡砥部町原町地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由  
平成15年 3月10日に、砥部町から申請のあった原町地区公民館（仮称）新築工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。
  - (1) 土地収用法第20条第 1 号の要件への適合性について  
本件事業は、土地収用法第 3 条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第 207 号）による公民館」に関する事業に該当する。  
このため、本件事業は、土地収用法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 土地収用法第20条第 2 号の要件への適合性について  
社会教育法第21条第 1 項において、「公民館は、市町村が設置する。」と規定されていることから、本件事業の起業者である砥部町は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。  
また、起業者は本件事業の実施年度に必要となる工事費、用地補償費等の予算を計上及び計上予定しており、本件事業が施行されることは确实と認められる。  
以上により、本件事業は、土地収用法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。
  - (3) 土地収用法第20条第 3 号の要件への適合性について  
本件事業は、砥部町の第三次長期総合計画に基づき原町地区の住民を対象とした公民館を新築するものである。  
ア 本件事業は、生涯学習等の拠点施設を整備することにより、地区住民の教養や芸術文化活動の向上、健康の増進を図り、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するものであり、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存在すると認められる。  
イ 一方、本件事業の施行により失われる利益として周

辺環境への影響が考えられるが、起業地が宅地及び雑種地であること、また本件事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象事業となっていないことから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件、経済的条件及び工事施行等の技術的条件による3案の候補地の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、必要最小限に限定されているものと認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について  
本件事業は、地区住民の多様なニーズに総合的に応え、地区住民の生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するとともに、地域の活動拠点として、砥部町の第三次長期総合計画に基づき整備するもので、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

- (1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。
- 5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所  
砥部町役場

○愛媛県告示第988号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成15年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量（一等重力測量）
- 2 作業期間 平成15年5月8日から  
平成15年12月12日まで
- 3 作業地域 松山市、八幡浜市、宇和島市

○愛媛県告示第989号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成15年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成15年5月12日から  
平成16年3月31日まで
- 3 作業地域 松山市

○愛媛県告示第990号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	湯谷口川内線	温泉郡川内町大字松瀬川字中坪甲1732番3から 同大字字三軒舎甲1390番まで	旧	メートル 33~10.0	キロメートル 0.255	
			新	9.0~23.3	0.251	

○愛媛県告示第991号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	湯谷口川内線	温泉郡川内町大字松瀬川字中坪甲1732番3から 同大字字三軒舎甲1390番まで	平成15年4月22日

## ○愛媛県告示第992号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年4月22日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
15松局伊土検（開）第1号 平成15年4月4日	伊予郡松前町大字西高柳字隅田84番1	伊予郡松前町大字西高柳113番地1 川田元康
15松局建（開）第1号 平成15年4月4日	温泉郡重信町大字牛渕字竹株1365番1及び1366番3	温泉郡重信町野田三丁目10番地1 武市志美
15八局大土（開） 第1372-3号の2 平成15年4月8日	大洲市西大洲字山部甲986番1、甲987番1、甲987番2、甲988番1 、甲990番1、甲991番、甲992番、甲992番地先里道及び甲992番地 先水路	八幡浜市産業通3番3号 株式会社 大任建設 代表取締役 鈴木欽次郎